

県南広域振興局長告示第18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、金流川沿岸涌津土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年2月5日

県南広域振興局長 田村均次

1 就任

(1) 理事

加藤良助 一関市花泉町涌津字松ノ坊14番地
岩渕正彦 " " " 字町浦173番地
今野孝吾 " " " 字亥年前82番地1
岩渕功 " " " 字松子沢50番地10

(2) 監事

岩渕英雄 一関市花泉町涌津字松ノ坊15番地3

2 退任

(1) 理事

加藤良助 一関市花泉町涌津字松ノ坊14番地
今野弘八 " " " 字石畳98番地6
岩渕正彦 " " " 字町浦173番地
千葉征功 " " " 字松子沢36番地1
中嶋豊治 " " " 字中町12番地
佐々木俊明 " " " 字下町23番地
今野孝吾 " " " 字亥年前82番地1

(2) 監事

岩渕英雄 一関市花泉町涌津字松ノ坊15番地3
岩渕功 " " " 字松子沢50番地10
小野寺常彦 " " " 字中町30番地